

練馬区の環境政策

現況

平成 17 年 2 月 16 日「京都議定書」が発効され、地球温暖化防止対策が動き出しました。現在の環境問題は、従来の公害問題のように限られた場所で限られた人だけに起きているものではなく、私たちと他の生物の生存に影響を及ぼす地球規模の問題となっています。地球規模の環境問題としては温暖化のほか、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、熱帯林の減少、野生生物種の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題などがあり、これらの問題の多くは、その被害が一度起こってしまったら取り返しがつかないという特徴を持っています。これらの原因は、開発途上国の人口急増や経済活動水準の上昇等にもありますが、先進国の高度な経済活動がその多くの責任を負っています。

また、経済活動の現われとしてヒートアイランド現象による、気温の上昇による真夏日や熱帯夜の増加、光化学スモッグの発生、集中豪雨などの新たな現象が都市部に顕著に現れてきています。

一方、私たちの身近なところでも、二酸化窒素などによる大気汚染や騒音・振動による自動車公害をはじめ、河川の汚濁や近隣騒音などの都市・生活型公害が見られます。さらに、都市化の進展により、農地を中心に区内のみどりの減少が続き、野鳥や昆虫等の小動物も次第に少なくなってきました。

こうした状況のなかで、区民の生活意識や環境に対する意識に変化がみられ、物質的豊かさだけの追求を見直し、うるおいやすらぎといった精神的豊かさや快適環境を求める声が高まってきています。

また、都市・生活型公害や地球環境問題は、従来の産業型公害とは異なり、都市構造や私たちのライフスタイルなどに深く関わりを持っており、一人ひとりが被害者であると同時に加害者にもなりうる面をもっています。

このため、これらの公害・環境問題の解決のためには、区・区民・事業者がそれぞれの役割を認識したうえで、日常生活や事業活動について環境面からの見直しをしていくことが重要です。

このような中で、国は、従来の公害対策基本法や自然環境保全法に基づく法的枠組みにかえて、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めていく新たな法的枠組みとして、平成 5 年 1 1 月に環境基本法を制定しました。一方、国の環境基本計画は、また、東京都は、環境行政の新たな展開を図るため、平成 6 年 7 月に東京都環境基本条例を制定しました。都市部における環境の危機の認識のもと、都の果たすべき責務と可能性などをふまえ、新たな環境基本計画を平成 14 年 1 月に制定しました。

練馬区においても、21 世紀に向けて公害を防止し、快適な環境を保全・創造するとともに、かけがえのない地球を次の世代に引き継ぐため、環境施策を総合的に推進し、「練馬区長期総合計画」の目標を環境面から実現することを目的に、平成 11 年度に練馬区リサイクル条例、平成 12 年度に平成 5 年度制定の練馬区環境基本計画を改定し、環境基本計画 2001 2010 を新たに策定しました。また、平成 13 年 11 月 22 日には、環境マ

ネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得し、平成 16 年 11 月の更新において、区立小中学校・幼稚園が認証範囲に加わりました。

区が公募した区民・事業者の方が、環境保全のために、区民や事業者自身はどんな役割を担っているか、どのような自発的行動が可能かを考え、そして具体的な行動プロジェクトの検討をおこなってきた区民環境行動方針が 16 年度に完成し、行動プロジェクトの具体化・実現化に向けて、区民・事業者のチームが活動を開始しました。17 年度には、それらの活動チームの連絡組織「練馬区民環境行動連絡会」が発足しています。

また、環境を保全する施策を推進するため、環境保全に関する基本理念や区民・事業者・区の責務を明らかにし、環境保全のための基本的な枠組みを定める練馬区環境基本条例の案づくりが 17 年度進められ、18 年度に入って、練馬区環境基本条例が制定・施行されました。

環境清掃部組織図（平成 18 年 4 月 1 日現在）

環境まちづくり事業本部 ——— 経営課

